

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

那賀町長 橋本 浩志

市町村名 (市町村コード)	那賀町 (3 6 3 6 8 5)
地域名 (地域内農業集落名)	上那賀地区 (音谷,水崎,小計,桜谷,臼ヶ谷,小浜,長安,桧曽根,菖蒲,東尾,轟,拝宮,日真,大戸,谷口,古屋,深森,川俣,谷山,成瀬,府殿,丈ヶ谷,御所谷,大殿,柳瀬,平谷,上ノ内,宮ヶ谷,下御所谷,下司,松久保,市宇,白石,椎ノ尾,林谷,海川上所,海川東,上海川,海川西)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月23日 (第 1 回)

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

那賀町は、西に剣山を望む徳島県南東部、那賀川の中上流部に位置し、東は阿南市、西は高知県に隣接している。面積は徳島県の1/6にあたる695km ² あり、その内の9.5%を山林がしめている。年間平均気温は、13.5℃であり、内陸部のため、朝夕の寒暖差が大きいのも特徴である。また、年間平均降水量は3,159mmで、日本有数の多雨地域でもある。この地勢を生かし、農業では稲作をはじめ、ゆず、すだちなどの果樹、おもと、けいとうなどの花き類、晩茶、イチゴなど様々な作物が生産されている。中でも木頭地区を中心に生産されている木頭ゆずは全国第2位の生産量となっている。
○従来からの課題
慢性的な後継者不足であることから、新たな担い手（新規就農者）の確保が急務であるため、担い手＝定住者の視点から、例えば、農業で安定的な生活が担保できるような環境を整備することで、定住を促進する取り組みと共に新たな担い手の確保に繋げることが必要である。
○協議によってわかった近年の課題や意見
・小さな農業が計画から漏れていくのはいけない。一番大切なのは小さな農業を守って行くこと。これが今の山村にとっても、日本全体にとっても一番大事なことであると思う。それを守っているのは高齢者である。その高齢者が元気で生きていくためにはその土地の農地で作られた作物が必要。地域を守っていくことが一番大事と考えているが、毎日鳥獣被害に悩まされている。どうにかならないのか。 ・上那賀地区では補助事業は受けられないとなっては困る、策定すべきと思う。ただ、地域計画を策定するなら、策定することが目的ではなく10年後に達成するためにどうするかが重要ではないか。現状は高齢者ばかりである。鳥獣被害対策はもちろん山の田んぼも災害防除につながるということを含めて取り組むようにしたほうがよい。10年後に地元の子供たちであろうが、移住者であろうが安心して農業ができる体制はつくべき。判断しづらい部分もあるので、町でも将来の方針を示して欲しい。基本的には策定するのに賛成。 ・受け手と出し手がかもっと正確にわかれば判断しやすいが、たぶん貸し手が多いと思う。借り手が借りやすいように、農地はまとまっていたほうがよい。そういう調整は必要。 ・もうちょっと近いところとかを借りて増やしたいなっていう気持ちはある。でも、いざ借りようと思ったら相続ができてなくて売買ができないとか、ぜひこういうものを農地バンクみたいな形で、まとめて借りて必要に応じて整備した上、貸付けっていうのをちょっとどうにか分かりやすいとか、借りやすいようにしていただきたいなと思う。 ・農業、稲作の個人経営はもう無理。そこから収益を上げるなど、全く考えれん時代。農地の形状によって稲作にするか、柚子を植えるかなって行く。町村全体としても、取捨選択して、もう使えない農地と効率的に使える農地をシビアに選択していく時代が来てるのではないかな。こちらの谷は厳しくてもう放棄するという選択をし別の場所に集中するとか、耕地整理を行って広い農地にするとかしないと那賀町の農地は使えないと思う。

・次の世代のことを考えなければならないが、息子にこっちへ戻ってこいと言えるのかどうか。山はもうあかん、田んぼは作れん、そのうち水の確保もままならんようになる。住んでる意味があるのか。お墓を守るだけなら、こっちに住んでなくてもよいのではとなってくる。地域計画は那賀町としてもそうだが、国がどういう方向に持って行きたいのか、県や那賀町はどのような方針で行くのかを示していただきたい。個人では判断しづらい。

・どこもかしこも守ろうっていうのはもう無理なんではないかな。

・世帯が増えないと難しい。

・現実に農業を続けている人をきっちり守っていける計画にしていかなければならない。

・限られた予算の中ではあるが、鳥獣被害対策にもっと取り組んで欲しい。農地を守って、作物を作っても鳥獣被害により全部やられて残念でない。

・獣害について、以前資材の補助金を受けて柵を設置したが、ネットが破られたり支柱を倒されたりした。設置の際に場所や資材の選定などについてアドバイスを専門家にもらえる体制が欲しい。たとえば地域おこし協力隊の獣害対策をしている方とか。

・活用出来そうな補助金の情報があれば周知をしっかりとしてほしい。

・協議の場は忙しくないときをお願いしたい。

・農地を増やしたい意向はあるが農地バンク等土地を取得しやすいようにしてほしい。

・目標地図は現状をしっかりと確認して作成してほしい。

・山の荒廃、中山間地域の農地荒廃の現状に対して国は将来的にどのような絵図を画いているのか。個人経営の農業は家族の在り方としてすばらしいものがあるが、営業としては難しい。どのような家族を育てるかも考えて欲しい。

・地域計画は絵にかいた餅にならないよう、地域の実情をくみ取りながら今、農業をしている人々を守りながら将来計画をしてほしい、よろしくお願いします。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農用地利用集積等の効率化に努めると共に、農業による多面的機能を最大限活用することで、持続可能な地域農業をめざしていく。また、移住者を含めた地域の農業者により、水路・農道等の管理を行い、現に耕作を行っている農地を中心に耕作可能な状態を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	253.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	253.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
後継者のいない等の農地については、上那賀地区における中心経営体の方々が中心となって、将来的な経営規模に則し、意向に沿って活用可能な農地を無理が生じることがないよう引き受ける。また、農地中間管理機構等を活用するなど地域ぐるみで集積を進めていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
中山間地域であり様々な課題はあるが、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地中間管理機構の制度の説明、活用を積極的に推進する。
(3) 基盤整備事業への取組方針

農地耕作条件改善事業や果樹経営支援等対策事業等の活用など補助事業を積極的に活用し、地域内の農地の整備を図る。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

徳島県、那賀町、徳島県農業協同組合、また担い手の受け皿となる地域内で農業に取り組む法人と連携し、相談から定着に至るよう移住就農を積極的に進め、地域の担い手としての育成を図る。後継者候補者や新規就農者がいれば、農業経営を継承を含む育成、支援に取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化を図る為、委託可能な作業についてはサービス事業体へ委託も検討し、遊休農地、耕作放棄地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☒	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☒	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

近年は様々な野生鳥獣による被害が増えつつある。鳥獣被害拡大防止の為、防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合の対応について、支援事業を活用しながら今後も体制を維持できるように努める。

②有機・減農薬・原肥料

地域内では地域特産物である柚子の有機農業による生産も盛んであり、消費者のニーズも高い。支援制度を活用するなど、今後も環境に配慮した取組を進める。

③スマート農業

ドローンによる防除処理等スマート農業技術の導入により、農作業の効率化を図ることにより、労働力不足に苦しむ生産者の負担軽減を図る。

⑤果樹等

地域の特産物である柚子・すだちについて、産地維持のため、果樹産地構造計画に即した果樹の優良品種への改・新植や省力化等に向けた園地整備を進め、担い手への集積を促す環境整備に努める。また、新植・改植支援事業の活用も検討し、園地の生産性の向上、担い手の確保、栽培技術の向上に努める。また、ケイトウなどの花き類や野菜類の栽培についても、引き続き取り組んでいく。

⑦保全・管理等

中山間地域等直接支払制度等の支援事業も活用しながら、地域の農業者により水路・農道等の管理を行い、耕作可能な状態を維持し、農地を保全管理していく。

⑧農業用施設

担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の整備・また集約化を進める。

⑩その他

地域の新たな産業として休校施設を活用したクルマエビの陸上養殖に取り組むなど、農林水産業が一体となって地域の活性化を図る。